

沖縄県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業補助金にかかるQ & A

2025/5/16

番号	項目	質問内容	回答
1	目的について	補助金の目的は。	物価高騰により事業所運営に影響を受けている介護サービス事業所・施設等に対する支援が目的です。ただし、医療みなしの指定事業所など対象となっていない事業所がありますので、対象施設については、補助金交付要綱などを必ず確認するようお願いいたします。
2	対象事業所について	今回の補助金について、支援の対象となる事業所等を教えてください。	今回の補助対象は、介護保険法に基づき指定を受けた介護サービス事業所・施設、又は、届出等を行っている有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームを対象としています。また、当該事業の補助金交付要綱に記載された要件を充足するものが対象となります。
3	対象事業所について	みなし指定事業所（保険医療機関、保険薬局）が補助金の対象となっていない理由は。	病院、診療所、薬局については、別途、担当課（医療政策課）において物価高騰対策支援を行うこととされているため、保険医療機関、保険薬局については補助対象外としています。
4	対象事業所について	同一建物内に、特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護など、複数の事業所が入っていますが、それぞれ支援の対象となりますか。	対象となるサービス種別であれば、それぞれ支援の対象となります。ただし、短期入所生活（療養）介護は、併設型又は単独型のみが対象となります（空床利用は対象外）。なお、申請については、原則、法人が各事業所を取りまとめて行うようにしてください。
5	対象事業所について	短期入所生活（療養）介護のうち空床利用型が対象とならない理由を教えてください。	空床利用型は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設入所者が定員に満たないときに利用できますが、空床利用型の定員は、特別養護老人ホーム等の定員の内数となっていますので、対象外としています。
6	対象事業所について	地域包括支援センターは対象となるか。	地域包括支援センターは、当事業の対象ではありません。
7	対象事業所について	放課後等デイサービス事業所は、当事業の対象となりますか。又、対象となる場合、個票へのサービス種別の入力はどの様にすれば良いですか。	放課後等デイサービス事業所は、障害福祉サービスとなりますので、当事業の対象とはなりません。県障害福祉課で行う予定の「障害福祉サービス事業所等物価高騰対策事業」に該当するかご確認ください。
8	対象事業所について	同じ事業所で、介護サービスと併せて障害福祉サービスの提供していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	介護サービスと併せて障害福祉サービスを提供している事業所等は、どちらか一方で申請をお願いします。介護分、障害分を重複しての申請はできません。
9	対象事業所について	同じ法人内で、介護サービスと併せて障害福祉サービスの提供していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか	事業所等単位で判断いたしますので、同じ法人内でも事業所等が違う場合はそれぞれ申請できます。同じ事業所等の場合は、No.8のとおり介護分又は障害分のどちらか一方での申請をお願いします。介護で障害分を重複して申請はできません。
10	対象事業所について	令和7年4月以降に事業所を立ち上げているが対象になりますか。	基準日（令和7年3月31日）に事業所が運営されており、補助金受給以降も事業所を運営する意思がある場合は対象となります。

番号	項目	質問内容	回答
11	対象事業所について	基準日（令和7月3月31日）の定員と実際の入所者（利用者）が違う場合、実際の入所者（利用者）で申請できますか。	入所系サービスの事業所の規模については、所管する県、市町村、介護保険広域連合に指定（許可）・届出を行っている利用定員により判断し、補助金の申請を行ってください。 なお、利用定員が指定（許可）・届出内容と異なる場合、県で修正等いたしますのでご了承ください。
12	対象事業所について	申請前に定款変更等で定員（利用定員）を変更することは可能ですか。	利用定員は令和7年3月31日時点（基準日）としています。令和7年4月1日以降に利用定員を変更した場合には、基準日時点での利用定員で補助金の申請を行ってください。
13	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	県ホームページに申請書（エクセル版）を掲載しています。ダウンロードしていただき、記入例を参考にご記入ください。 記入後は沖縄県電子申請システムを使用して（送付先はホームページ等に掲載）に提出してください。
14	申請方法について	支援金の振込口座は運営法人の名義でなければいけないか？	基本的に運営法人の名義としてください。なお、代表者や職員の個人名義の口座には、振込むことはできません。
15	申請方法について	申請書以外の添付資料はどのようなものが必要ですか。	申請書以外に振込の口座確認のため、申請書に記載した通帳（表紙・表紙の裏面）のコピーを提出ください。資料はA4用紙に統一してお願いいたします。なお、審査にあたって必要と認める場合には、申請内容に関する追加の資料提出を求める場合があります。
16	申請方法について	定員がわかる資料は添付しなくていいですか。	皆様からの届出や指定状況など、県が管理している台帳システムで令和7年3月31日時点の定員（利用定員）が確認できますので、添付は不要です。
17	申請方法について	申請書に誤りがある場合はどうなりますか。	県側で修正が可能な場合（軽微な修正の場合）は、内容を確認の上、追記や修正を行う予定です。 一方で、金額などの追記や修正が難しい事項などについては、再提出いただくこととなります。
18	申請方法について	特養、デイサービス、訪問介護の3つのサービス種別を行っている事業者ですが、それぞれのサービス種別の申請時期を分けての申請は可能ですか。	重複や漏れを防ぐため、一括して法人単位で各サービス事業所分をとりまとめのうえ、申請をお願いします。
19	申請方法について	どのように記入したらいいですか。	記入例を作成していますので、ご確認ください。 今回の支援金の申請書は、薄い橙色を入力いただければ完成するようにしています。
20	申請方法について	事業者番号がわからない場合どのように記載したらいいですか。	事業者番号は47から始まる10桁の番号です。介護保険を利用する事業所は必ず番号がありますので、必ずご確認の上で申請ください。 有料老人ホームなど介護保険を利用しない事業所等は、記入例どおり、空欄としてください。
21	申請方法について	内訳書の書き方で、事業所数が30以上の場合、どのように記載したらよろしいですか。	1つの申請に対して、30事業所まで個票を用意していますが、30事業所を超える場合には事務局へお問い合わせください。

番号	項目	質問内容	回答
22	申請方法について	申請書の中で、色がついていない部分をクリックしても選択できません。どうしたらいいですか。	原則、黄色がついていないところは自動入力（黄色のセルが転記されます。）としていますので、記入する必要ありません。なお、記入例を作成していますので、併せてご確認ください。
23	申請方法について	補助決定通知の送付先を法人住所ではなく、事業所の住所に送ってほしいのですが、可能ですか。	決定通知の送付先は、別表1（総括表）の法人住所の欄に記入いただいた住所に送付しますので、送付してほしい住所を法人住所（通知書送付先）の欄に記入してください。
24	申請方法について	（別表2）事業所・施設別申請額一覧中で、複数の事業所を記載しますが、今回の補助金はそれぞれの事業所に振り込まれますか。それともまとめて振り込まれますか。	申請書に記載された法人の口座に補助金の交付決定額の全額をお振込みいたします。事業所ごとに振込は行いませんので、ご注意ください。
25	申請方法について	（別表3）事業所・施設別個票の経費を記載する際、消費税及び特別消費税は除かなければならないのですか。	今回は、仕入控除額の報告は不要としているため、申請時に消費税及び地方消費税の額を控除した額で申請をお願いしています。申請時には、消費税及び地方消費税の額を除いて申請してください。
26	申請方法について	（別表3）事業所・施設別個票の経費を記載する際、令和4年度途中にサービス事業所・施設を開設した場合、(b)の欄には12ヶ月間の記載ができないのですが、どのように記載すればよいですか。	令和4年度中にサービス事業所・施設を開設した場合は、開設した月から令和5年3月までの額を記入ください。 （例）令和4年7月に事業を立ち上げた場合、7月から翌年3月までの9ヶ月分の燃料費が40万円だった場合、実績欄に40万円を記入。自動計算で、 $40万円 \div 9 \times 12 = 533,333円$ （12ヶ月間）と記載されます。
27	申請方法について	（別表3）事業所・施設別個票の経費を記載する際、令和6年度途中にサービス事業所・施設を開設した場合、(a)欄は12ヶ月分に満たないが、どのように記載したらよいか。また、比較する令和4年度の実績額はどのように記載したらよいか。	令和6年度中にサービス事業所・施設を開設した場合は、開設した月から令和7年3月分までの費用を実績額(a)欄に記入し、積算額の(B)欄には令和6年度積算額(A)欄を総合物価の上昇率(6.71%)で割り戻した金額が自動計算で記載されます。 （例）記入例 個票3 参照 令和6年6月に事業を立ち上げた場合、対象経費が燃料費の場合、(a)欄には、令和6年6月から令和7年3月分までの10ヶ月間の燃料費の実績額を記入（仮にR6.7～R7.3月分が50万円だった場合は50万円を記入）。(A)欄には、自動計算で令和6年7月から令和7年3月までの9ヶ月分の50万円が記載されます。(a欄と同額) 令和4年度の実績額(b)欄は0円を記入。積算額の(B)欄には自動計算で、令和6年度積算額(A)欄の金額50万円に総合物価上昇率6.71%を割り戻した額（ $468,560円 = 50万円 \times 10000 / 10671$ ）が記載されます。 燃料費の所要額は、(A)欄の500,000円 - (B)欄の468,560円 - (C)欄（例ではC欄は0と仮定） = 31,440円が所要額として計上されます。 その他にも対象経費があれば、同様に入力いただき、その合計額と基準単価と低い方が申請額となります。 なお、申請額は1,000円未満切り捨てとなります。
28	申請方法について	県内市町によっては、独自に物価高騰対策の補助や支援を行っているところがあるが、それらと県の支援金の併給は可能か。	県としては、併給が可能であると考えていますが、申請様式に市町村等からの補助額（又は今後補助を受ける予定の額）を記載いただき、その補助（予定）額分を差し引いた額を県からの補助対象経費として決定することとしています。 但し、補助や支援を行っている市町村には、併給の際のルールを決めているところがありますので、各市町村にもご確認ください。

番号	項目	質問内容	回答
29	申請方法について	申請後、県から連絡などありますか。	申請書に不備や確認事項等がありましたら、申請担当者あてにご連絡いたします。補正等や再提出依頼があった場合には、速やかに修正をお願いいたします。
30	申請方法について	補正等を求められたが、補正依頼に対応しなかった場合はどうなりますか。	補正等を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により補正等が行われなかった場合は、補助金の交付を取り下げたものとみなしますので、ご注意ください。
31	申請方法について	申請後、どのような手続きが必要ですか	申請いただいた後は、県及び事務局で精算交付申請書の審査を行います。 補助金の交付が決定しましたら、申請書に記入いただいた住所へ、郵便にて文書をお送りします。 その後支払いの手続きを進めさせていただきます。（請求書の提出が必要となるため後日連絡いたします。）
32	申請方法について	実績報告の報告は必要ですか。	本補助金は申請書が実績報告書を兼ねているため、別に実績報告書の提出は不要です。 申請額の内容を証明できる領収書や振込通知書等の資料は、補助を受けた年度（令和7年度）の終了後、5年間は保存する必要がありますので、ご注意ください。国の会計検査等がある場合、速やかに提出できるよう、申請書類一式、県の通知文書、補助内容を疎明する資料等を整理・保存をお願いいたします。 また、本補助金に関して県の調査を行う場合がありますので、ご協力ください。
33	申請方法について	仕入控除税額の報告は必要ですか。	今回は、申請時に消費税及び地方消費税の額を控除した額で申請をお願いしているため、仕入控除額の報告は不要としています。 申請時には、消費税及び地方消費税の額を除いて申請してください（No.25と主旨は同じ）。
34	申請方法について	来年度も同様な支援が続きますか	今回の補助金は、令和6年度分に限って行っております。よって、現時点において来年度における実施の予定はありません。
35	申請方法について	国保連口座を希望しましたが、国保連からの介護給付費と合算されて支払われますか。また、振込名義を教えてください。	本補助金は沖縄県が支払うため、国保連の介護給付費と合算して支払われることはありません。県からの振込日が国保連からの介護給付費の振込日と重なる可能性はありますが、振込名義が違うため、それぞれ記帳されます。
36	申請方法について	補助金交付決定通知書が届きました。内訳を教えてくださいませんか	交付決定通知書には、補助金の交付決定額を記載することとし、内訳は申請書記載のとおりとなります。 内訳は記載しておりませんが、申請額と補助額が異なる場合にのみ、当課に連絡（メール等）をお願いします。
37	申請方法について	支援金の使い道について、制限はあるのか？また、それを確認するための資料を提出する必要があるか。	本補助金は、対象となる施設・事業所が継続してサービスが提供できるよう電気、ガス、食材料費、燃料代等の物価高騰分（人件費を除く。）に対する補助するものです。基本的に、電気、ガス、食材料費、燃料代などサービスの提供に関わる経費に充当していただくことになります。 サービスの提供と直接関係しない経費に充当したい場合には、事務局へお問い合わせください。 使い道を確認するための資料の提出は不要ですが、申請額を算出するために必要な物価高騰分に係る領収書等については、検査等があった際に速やかに対応できるよう5年間の保存が必要となります。 また、本補助金に関して県の調査を行う場合がありますので、ご協力ください。 なお、申請額の内容に偽りなどが判明した場合は、支援金の返金を求めるだけでなく、詐欺罪に問われる恐れがありますので、ご注意ください。
38	申請方法について	運営法人が年度途中で代わった場合、実績額の記入はどのように入力すればよいか。	法人の譲渡、合併等についてのご相談がある場合には、個別に「お問い合わせフォーム」にご記入の上、メールにてお問い合わせください。

番号	項目	質問内容	回答
39	申請方法について	別表3の事業所・施設別個表の連絡先はその該当事業所のメールアドレス（若しくは管理者の個人メール）が良いのか、それとも本事業の申請に関する担当者のメールアドレスが良いのか。	個々の事業所の記載内容を説明できる方であれば、事業所または申請を取りまとめた担当者のメールアドレスでも、どちらでも問題ありません。
40	申請方法について	基準日（令和7年3月31日時点）では運営していたが、申請時点で休止した事業所は対象となるか。	交付要綱の別表の下段※1（対象事業所・施設等について、令和7年3月31日（基準日）時点で指定等を受けているものであり、また、今後も事業を継続する意思のある事業所で、申請時において休止・廃止しているものは含まない）のとおりとなります。よって、今回のケースでは、対象とはなりません。
41	申請方法について	補助金は月額か年額か。金額はいくらか。	補助金は、令和6年4月から令和7年3月までの年額です。 補助金の金額は、申請額と基準額との比較により、低い額が補助金として支給されます。 訪問系サービスの基準額は11万円、通所系サービスの基準額は28万円、入所を伴う施設の基準額は、定員90人以上は320万円、定員89～50人が160万円、定員49人以下は84万円となっております。
42	申請方法について	年額にしては支援金額が少なくなかないか。	物価高騰に関しては、介護サービス事業所だけでなく、県内の多種多様な分野に渡る事業者に影響を及ぼしております。そのため、介護分野に限らず、他分野の事業者も含め、県内事業所に支援を行う必要があり、限られた予算の範囲内で補助事業を行っておりますので、御理解をお願いします。
43	申請方法について	補助金はいつ振り込まれるのか？	申請からお支払いまで速やかに対応する所存ではありますが、概ね3ヶ月程度のお時間がかかる場合があります。相当数の申請が見込まれており、お支払いまでの時期が前後することがありますのでご理解をお願いします。
44	対象経費について	A市からガソリン代の補助として5万円を受けた場合の記入方法は、経費の欄から「燃料費（ガソリン代等）」を選択し、（C）欄にそのまま5万円を入力してよいか。その場合、仮に所要額が5万円を下回っていた場合も、そのとおりの記入で問題ないか。	市町村からの補助対象が「ガソリン代」と明確に示された場合には、ご質問の内容のとおり記入して差し支えありません。ただし、市町村の補助対象が例えば「水道、ガス、ガソリン等」と幅広く対象としている場合、水道代の見込み額を差し引いた残額をそれぞれの経費に按分して記入していただくことになります（本補助金は水道代を対象外としているため）。これは、物価高騰分に対するの補助であることから、補助額が物価高騰分を超えて補助することはできないとの主旨ですので、御理解ください。 （例） 市町村の補助対象が「水道・ガス・ガソリン・食料品等」で50,000円であった場合以下の①や②を参考に按分してください。 ①50,000円から、事業所水道代の年間高騰額（R6.4～R7.3の水道代からR4.4～R5.3の水道代）を差し引く。 残額をガソリン、ガス、食料品等の実績金額に応じて適宜按分する。 ②R4(B欄)とR6(A欄)との差額（対象経費）が、300,00円（内訳：ガソリン＝100,000円、食料品＝200,000円）の場合、（C）欄には、ガソリン＝16,000円、食料品＝34,000円など、適宜按分してご記入ください。

番号	項目	質問内容	回答
45	対象経費について	介護日用品とは何が対象になりますか。	利用者から実費徴収していない介護サービスの提供に必要な日用品で、マスク、ガウン、手袋、消毒液などの衛生資材等を想定しています。
46	対象経費について	歯ブラシ、シャンプーなども介護日用品として対象となるのか。	利用者に一律に提供される歯ブラシ、シャンプー等で、実費相当額を徴収していない場合には、対象経費として認められます。
47	対象経費について	おむつ代も対象となるのか。	介護保険施設においては、入所者から費用徴収できないため、対象経費となります。 介護保険施設以外の通所介護サービス事業所等においては、利用者負担となっているため、対象外経費となります。 サービスによって異なりますので、ご注意ください。
48	対象経費について	食料費等に、調味料等や利用者に提供する飲み物などの物価高騰分も対象となりますか。	お見込みのとおり対象となります。
49	対象経費について	利用者をタクシーで通院や搬送した費用も対象となりますか。	今回の補助対象は物価高騰分としておりますので、タクシー利用料については対象外となります。
50	対象経費について	デイサービス事業所と有料老人ホームを併設しています。ガス料金等は、建物一つで請求があるのですが、どのようにして記入すればよいですか。	デイサービス事業所と有料老人ホームの事業所別に会計を分けることとされていますので、事業所別会計の内容をもとに記載ください。その際、同一の建物でメーター等による測定割合が判明する場合には、その割合で按分し、困難な場合は、建物床面積や利用者人数等で割合で按分することを推奨します（「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号：厚生労働省老健局振興課長通知」より）。なお、これによりがたい場合は、先般の通知とは別に実態に即した合理的な按分方法によることとして差し支えありませんが、検査等の際に説明や資料の提出が行えるよう適切に対応いただきたい。
51	対象経費について	事務用品も対象経費になりますか。	当該事業は、直接、介護サービス提供に要する経費のうち物価高騰の影響を受けている分を支援するものです。そのため、購入した物品等の購入数量の増、入札等の結果により費用が増加した分については、認められません。 具体的にどのようなものが明記していただいたうえで判断します（申請する際には、経費で「その他」を選択し、経費の内容に具体的に品名を記載し、経費を入力ください）。 ※R4年度とR6年度の支出が比較でき、毎年度一定程度購入する物品を想定しており、劣化等により買い替える物品等については対象経費として認められません。

番号	項目	質問内容	回答
52	対象経費について	調理器具、コップ、皿なども対象経費になりますか。	No.51を参照ください。 使い捨ての紙皿、割りばし等により食事を提供している場合で、毎年度、一定数量購入し、物価高騰の影響を受けていることが確認できる場合には、対象となります。
53	対象経費について	総合施設となっていて、ガス代の請求が各事業所単位ではなく、合算請求となっている。また、その請求額の中に補助金対象でないクリニックが含まれているが、どのように記載したらよいか。	合算の場合、No.50を参照頂き、適切に按分を行ったうえで提出ください。 なお、補助対象外の事業所分は除いて申請ください。
54	対象経費について	ガソリンの領収書について、各事業所のガソリンカードを使用し、請求は合算による振り替えとなっていますが、請求明細にカード番号別に内訳の金額が記載されています。領収書の代用となるか。	当該ケースのように領収書が発行されない場合には、支払い記録（振り込み等がわかる記録など）とともに当該請求書をセットで保存するなど、申請内容が明確になるよう整理してください。
55	対象経費について	食材料の算出方法について、調理場が1箇所のため、食材料費の計上が1事業所で行っているが、食事提供は複数事業所に行っている。全体の食材料費を事業所ごとに按分して算出してよいか。	お見込みのとおり。事業所ごとに個票を作成する必要があるため、No.50を参照頂き、適切に按分するなどし、事業所ごとに算出、申請ください。
56	対象経費について	事務用品でパソコンの購入費も計上可能ですか。	当該補助は、物価高騰に対して助成するものですが、R4と比較してR6に高騰した費用が対象となります。よって、補助の対象としては、毎年度一定程度購入するものを想定しています。例えば、事務用品では、用紙やファイル類などを想定しており、パソコンは対象になりません。
57	対象経費について	【訪問系】 事業所には社用車があり、社用車のガソリン代は給油所からの請求で対応しておりますが、自家用車を業務用として使用する事もあり、その場合は、距離で計算し燃料代を本人へ支給しております。本人へ支給した燃料代も対象経費に含まれますか。	費用を積算する単価が増額しているなどガソリン代の高騰を反映している場合には、距離で計算して職員へ支給する燃料代を対象経費に含んで差し支えありません（距離の増加のみでは物価高騰の影響が確認できないので対象外となります）。 また、旅費、交通費として支給している場合にも同様に、燃料費相当額を増額している必要があります（旅費、交通費の単価を据え置き、回数、人数の増加による費用は対象外となります）。 例えば、以下の資料がある場合は、対象経費として差し支えありません。 1 単価を改正、増額した算定資料が残っている。 2 1で計算した金額を本人に支給したとわかるものがある（給与明細や振込確認票など）。 ※1との金額一致
58	対象経費について	水道代は対象外になりますか。	本補助金では、水道代は対象外になります。

番号	項目	質問内容	回答
59	対象経費について	食事は給食業務を外部委託しているのですが、本契約の値上がり食材費の値上がりとして計上してよいのでしょうか。	本補助金については、物価高騰にかかる経費のみが対象となりますので、給食事業者との契約金額のうち、食材料費にかかる部分の金額を算出（人件費等の対象外経費を差し引く）することができれば、補助対象として計上して差し支えありません。 例えば、 ・ 1食当たりの単価が確認できる。 ・ 給食事業者においてR4とR6の契約金額のうち、食材料費を算定することができる。 ・ 給食事業者から送付された契約改定のお知らせ文等の中で、「食材料費の高騰分を値上げします」など、値上げ幅＝食材料費の高騰分だとわかる文書がある。 といった、食材料費分のみ値上げであることが客観的にわかる資料を準備できる場合は、補助対象として計上して差し支えありません。
60	対象経費について	令和6年より1名従業員が増員し、それに伴い社用車が1台増えております。このような場合でも、直近1年の実績額は1台分増えた金額を記載しても問題ないのでしょうか。	お見込みのとおり、令和4年度と令和6年度の実績額をそのまま記載して差し支えございません。 なお、根拠となる資料については適切に保存をお願いいたします。
61	対象経費について	家賃は対象になりますか。	本補助金では、家賃は対象外になります。
62	対象経費について	物価高騰分の算定対象となるのは請求月ベースなのか支払月ベースなのか伺いたい	4月から3月までの各月分の経費を計上してください。 （例）令和7年3月使用分を令和7年4月に支払いする場合には、令和7年3月分の経費として算定します。
63	対象事業所について	令和6年3月まで有料老人ホーム、令和6年4月よりグループホームへ変更となる場合、グループホームの分だけの申請ですか。老人ホーム分は比較とはならないのでしょうか。	お見込みのとおり、グループホーム分のみを申請をしてください。現時点でサービスの提供を行っている事業所が対象となります。 また、記入方法につきましては、Q&AのNo.27及び記入例をご参照ください。
64	対象経費について	支援対象経費は令和4年度と令和6年度を比較して増加した高騰分であるが、令和5年10月に事業開始した場合はどのようにして高騰分を算出したらいいか？	別表3（個票）の新規指定・許可・届出の年月日に、事業開始日を選択していただくと令和4年度の積算額が自動計算されます。 詳細はQ&AのNo.26、27及び記入例をご参照ください。
65	対象事業所について	訪問介護事業所と有料老人ホームを併設しているが、補助金の対象となりますか。	対象となります。 また、別表3（個票）には、訪問介護事業所と有料老人ホームで会計を分けて申請ください。併設しているサービスの会計の分け方については、Q&AのNo.50をご参照ください。
66	対象経費について	お風呂のお湯をつくるボイラー機器の燃料として重油を使用しているが、対象になりますか？（その場合は燃料費（ガソリン代等）で選択で大丈夫か？）	別表3の経費の燃料費を選択して、経費の内容欄に「重油」と入力して下さい。